利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作付面積調査及び収穫量調査の花き調査(以下「本調査」という。)として 実施したものであり、花きの作付(収穫)面積及び出荷量の現状とその動向を明らかにし、花き の振興に関する法律(平成26年法律第102号)に基づき策定された「花き産業及び花きの文化の 振興に関する基本方針」において推進される各種対策のための資料を整備することを目的として いる。

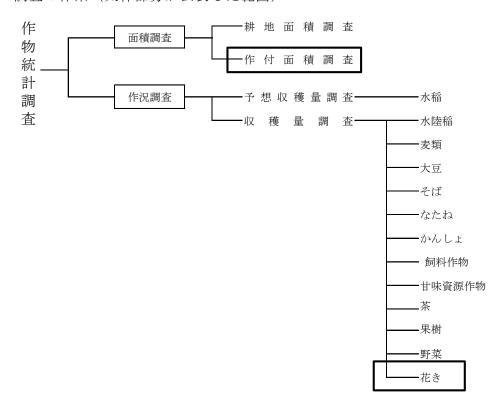
(2) 調査の根拠法令

作物統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、作物統計調査規則(昭和46年農林省令第40号)に基づき実施した。

(3) 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所、 内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。)を通じて行った。

(4) 調査の体系(太枠部分が公表した範囲)



(5) 調査の範囲

令和6年産については、主産県を範囲とし、調査を実施した。

なお、全ての都道府県を調査の範囲とする全国調査を作付(収穫)面積調査は3年、収穫量調査は6年ごとに実施しており、全国調査年以外の年にあっては、主産県(調査対象品目ごとに、面積調査の直近の全国調査年(直近は令和4年産)の調査結果に基づき、全国の作付(収穫)面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県)を調査の範囲とし、当該都道府県に所在する農協等の関係団体及び農林業経営体を調査の対象としている。

(6) 調査対象の選定

ア 作付面積調査

関係団体調査 (全数調査)

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

イ 収穫量調査

(ア) 関係団体調査(全数調査)

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

(4) 標本経営体調査(標本調査)

都道府県ごとの出荷量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、2020年農林業センサスにおいて、調査対象類(切り花類、球根類、鉢もの類及び花壇用苗もの類)を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体から、類別の作付面積の大きさに比例した確率比例抽出法により抽出した。

ただし、直近の全国調査年において当該作物の都道府県別の作付(収穫)面積が 5 ha未満又は母集団の大きさが30戸未満の場合は、当該都道府県の標本経営体調査を行っていない。

標本の大きさ(標本経営体数)については、全国の1a当たり出荷量を指標とした目標精度(調査対象類ごとに $2\sim3$ %)が確保されるよう、調査対象類の全国出荷量に占める都道府県ごとのシェアを考慮して都道府県別の目標精度($5\sim20$ %)を設定し、算出した。なお、都道府県別の標本の大きさについては、抽出率30%を上限とした上で、300を超える場合は300、20を下回る場合は抽出率に関わらず20とした。

(7) 調査対象数

	関係団体調査		標本経営体調査					
団体数	有 効 回答数	有 効 回答率	母 集 団 の大きさ	標本の 大きさ	抽出率	有 効 回答数	有 効 回答率	
1	2	3=2/1	4	5	6=5/4	7	8=7/5	
団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%	
525	493	93. 9	23, 502	4, 150	17.7	2, 518	60.7	

注: 「有効回答数」とは、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回答はあったが、当年産において作付けがなかった等集計対象の要件を満たさないものは含まれていない。

なお、作付けの有無等は毎年変動し得るものであり、その度合いに応じて有効回答数が少なくなる場合がある。

(8) 調査期日 収穫期

(9) 調査品目

直近の2年間連続して花き計の生産額に占める割合が1%以上の品目並びに切り花類計、球根類計、鉢もの類計及び花壇用苗もの類計とした。

なお、きくの内訳品目(輪ぎく、スプレイぎく及び小ぎく)については、作付面積調査・収穫量調査ともに全ての都道府県を調査対象とする全国調査年のみ調査を実施することとしており、主産県調査年に当たる本年産は、調査を休止した。

	類	別		品 目
切	b	花		切り花類計(以下のきくから切り枝以外の切り花類を含む。)、きく、カーネーション、ばら、りんどう、宿根かすみそう、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、切り葉、切り枝
球	7	根	類	球根類計
鉢	ŧ	の	類	鉢もの類計(以下のシクラメンから花木類以外の鉢もの類を含む。)、シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類
花址	亶 用 i	苗も	の類	花壇用苗もの類計(パンジー以外の花壇用苗もの類を含む。)、パンジー

(10) 調查事項

ア 関係団体調査

調査対象品目ごとに、当該年産(1~12月)の作付(収穫)面積及び出荷量

イ 標本経営体調査

調査対象品目ごとに、当該年産(1~12月)の作付(収穫)面積及び出荷量

(11) 調査方法

本調査は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

(12) 集計方法

集計は、農林水産省大臣官房統計部及び地方農政局等において行った。

ア 都道府県値

- (ア) 作付(収穫)面積の集計は、関係団体調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回 ・見積り及び職員による情報収集により補完している。
- (イ) 出荷量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査結果から得られた1 a 当たり出荷量 に作付(収穫)面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び 職員による情報収集により補完している。

イ 全国値

本年産調査は主産県調査年に当たることから、直近の全国調査年の調査結果(作付面積調査は令和4年産、収穫量調査は元年産)に基づき、次により推計した。

(ア) 作付(収穫)面積

(イ) 出荷量

全国値= 令和元年産の全国値×当年産の調査対象都道府県値の合計値 令和元年産における当年産の調査対象都道府県値の合計値

(13) 調査の精度

ア 作付面積調査

関係団体に対する全数調査結果を用いて全国値を算出していることから、実績精度の算出は行っていない。

イ 収穫量調査

本調査結果(全国計)の1 a 当たり出荷量を指標とした実績精度を標準誤差率(標準誤差の推定値:推定値×100)により示すと、次のとおりである。

区 分	標準誤差率(%)		
切 り 花 類 計	1.2		
鉢もの類計	3.9		
花壇用苗もの類計	2.9		

注: 球根類については、主要な都道府県において標本経営体調査を行っていないこと等から、実績精度の算出 は行っていない。

2 用語の解説

(1) 作付面積

販売を意図して、花き栽培のために利用することを目的に作付けした面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培したもの及び公園などで観賞用に植え付けられているものの面積は除く。

(2) 収穫面積

球根類及び鉢もの類の作付面積(鉢もの類にあっては、鉢が占有しているベッド、棚等の延 べ面積をいう。)のうち、収穫又は出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面 積を除いたものをいう。

(3) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいう。

3 利用上の注意

(1) 統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上 げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

	原数	7 桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
Д	捨五入する桁数(下から)	3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前 (原数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1,234	123
ניפר	四捨五入した数値(統計数値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1,230	123

(2) 表中に用いた記号は次のとおりである。

「…」: 事実不詳又は調査を欠くもの

「nc」: 計算不能

- (3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「花き生産出荷統計」(農林水産省)による旨を記載してください。
- (4) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、家畜の頭数など」、品目別分類「花き」の「作況調査(花き)」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、ホームページに正誤情報を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kaki/#r

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話: (代表) 03-3502-8111 内線 3680

(直通) 03-6744-2044

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html